論点

本人からの開示請求

・ 個人情報保護法に基づく開示請求に加え、情報公開法においても本人からの請求に関する特別の仕組みを設ける必要があるか。

本人からの開示請求に対し存否応答拒否される事例等が多い。

本人請求を認める最高裁判決(平成13年12月18日)はあったが、法に基づく 開示請求事案に係る判例・答申は、本人請求であることをもって特別な扱いを行わ ないことで一致している。

平成 17 年 4 月から、行政機関個人情報保護法に基づく行政文書に記録されている保有個人情報に対する開示請求権制度が施行される。

1 要綱案の考え方

- ・ 本人開示の問題は、基本的には個人情報の保護に関する制度の中で解決すべき 問題であるとともに、本人に開示すべき個人情報の範囲の在り方も、その中で専 門的に検討すべき問題であると考える。
- ・ 本人に開示することが不適切な情報も現実に存在し、不特定多数者を対象とする不開示情報の考え方とは異なる本人開示に特有の開示範囲を規定すること、請求者が本人であることの確認手続を規定することなどの情報公開法の枠組みを越えた検討が不可欠である。さらに、国民の関心が強いのは医療、教育関係情報であり、その取扱いについての専門的な検討を避けて制度化することも適切ではない。
- 2 公文書公開条例において、本人からの公開請求に対し、個人に関する情報である ことを理由に非公開とすることは許されないとした最高裁判決

「いまだ個人情報保護制度が採用されていない段階においては,被上告人らが同県の実施機関に対し公文書の開示を求める方法は,情報公開制度において認められている請求を行う方法に限られている。また,情報公開制度と個人情報保護制度は,(略)いわば表裏の関係にあるということができ,本件のような情報公開制度は,限定列挙された非公開情報に該当する場合にのみ例外的に公開請求を拒否することが許されるものであ

る。これらのことにかんがみれば、個人情報保護制度が採用されていない状況の下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、当該個人の上記権利利益を害さないことが請求自体において明らかなときは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできないと解するのが、条例の合理的な解釈というべきである。もっとも、当該地方公共団体において個人情報保護制度を採用した場合に個人情報の開示を認めるべき要件をどのように定めるかが決定されていない時点において、同制度の下において採用される可能性のある種々の配慮をしないままに情報公開制度に基づいて本人への個人情報の開示を認めることには、予期しない不都合な事態を生ずるおそれがないとはいえないが、他の非公開事由の定めの合理的な解釈適用により解決が図られる問題であると考えられる。

(略) 当該個人というのが公開請求をした被上告人Aであることは,本件公開請求それ自体において明らかであったものと考えられる。そして,同号が,特定の個人が識別され得る情報のうち,通常他人に知られた〈ないと認められるものを公開しないことができると規定しているのは,当該個人の権利利益を保護するためであることが明らかである。また,本件条例には自己の個人情報の開示を請求することを許さない趣旨の規定等は存しない。そうすると,当該個人が自ら公開請求をしている場合には,当該個人及びこれと共同で請求をしているその配偶者に請求に係る公文書が開示されても,当該個人の権利利益が害されるおそれはなく,当該請求に限っては同号により非公開とすべき理由がないものということができる。これらによれば,個人情報保護制度が採用されていない状況においては,本件公開請求については同号に該当しないものとして許否を決すべきであり,同号に該当することを理由に本件文書を公開しないものとすることはできないと解さざるを得ない。」

(最高判平 13 年 12 月 18 日) [兵庫県条例関係]

3 情報公開法に基づく本人からの請求事案に係る判決・答申の例

本人に係る診療録(カルテ、検査記録を含む。)の開示請求についての答申

「情報公開法の定めた開示請求権制度は,何人に対しても,請求の目的の如何を問わず開示請求を認める制度であることから,開示・不開示の判断に当たっては,本人や遺族からの自己又は関係故人の情報についての開示請求である場合も含め,開示請求者が誰であるか考慮されないものである。本人に対する自己情報の開示の問題は,基本的には個人情報の保護に関する制度の中で解決すべき問題である。本人や遺族に対する自己又は関係故人の情報の開示については,現行の情報公開法の下において認めるのは相当でない。

なお、最高裁第三小法廷判決(平成13年12月18日)は、県条例には自己の個人情報の開示を請求することを許さない趣旨の規定等は存せず、当該請求の場合には、県条例8条1号により非公開とすべき理由がないものということができるとしたものであり、当時の県条例の規定について、その解釈を示したものである。情報公開法においては、自己の個人情報であっても法5条1号に規定する個人に関する情報に該当することは明らかであり、また、その立法経緯、規定振り等から本人開示を認めない趣旨は明らかであると言うことができ、上記の判断を左右するものではない。」

(審査会答申 13-138「特定個人に係る診療録の不開示決定に関する件」平成 14 年 2 月 15 日)

本人に係る試験データの開示請求についての答申

「異議申立人の指摘する上記最高裁判所判決は,兵庫県における公文書の公開等に関する条例(昭和61年兵庫県条例3号)に基づく自己の個人情報の開示請求に対し,同条例8条1号に該当することを理由に不開示とした決定について,「同号が,特定の個人が識別され得る情報のうち,通常他人に知られたくないと認められるものを公開しないことができると規定しているのは,当該個人の権利利益を保護するためであることが明らかであり,また,同条例には自己の個人情報の開示を請求することを許さない趣旨の規定等は存せず,当該請求に限っては同号により非公開とすべき理由がないものと言うことができる。」としたものである。

この判決は,当該開示請求がされた当時の同条例の規定についての解釈を示した ものにすぎず,条例に自己の個人情報の開示を請求することを許さない趣旨の規定 が置かれている場合等においては,そのような解釈が採り得ないことを前提として いるものと解される。

してみると,上記<u>最高裁判所判決の考え方は,その立法経緯や法律の文言等から本人開示を認めない趣旨であることが明らかな情報公開法の解釈にまで及ぶものではなく</u>,当審査会の判断を左右するものとは言え<u>ない</u>。

(審査会答申14-84「司法試験出願者データ等の不開示決定に関する件」)

本人に関して入国管理局が収集、作成した文書の開示請求についての判決

「本件最高裁判決は、当該事案において問題となった兵庫県の公文書の公開等に関する条例につき、その制定の際にいかなる立法政策が採られたかが明らかでないことを前提として、上記のような判示をしたものであって、個人情報保護制度とは別個のものであることを明確に意識して立法された情報公開法の解釈に当たっては、先例としての価値がないものといわざるを得ず、原告の主張は失当である。」

(東京地判平15年6月18日)[東京入国管理局長関係]

4 本人開示請求に対する審査会の付言

特定の個人の氏名の記載を避けた開示請求となるよう情報提供を行う等が望まれると付言した例

「異議申立人は,本件開示請求に係る行政文書の特定に際して,異議申立人の氏名を記載したことが結果として存否応答拒否処分につながったのであれば,法 38 条や行政手続法7条及び9条に基づき適切な措置を行うべきところ,それを怠った違法があると主張している。

法38条は,行政文書の特定に資する情報の提供その他請求者の利便を考慮した適切な措置を講ずることを,行政手続法7条は形式上の要件に適合しない申請については速やかに補正を求めることをそれぞれ規定しているが,既に正式に受理され処理されていること,また,行政手続法9条は開示申請者の求めに応じて申請書の記載等に関して情報提供に努めることを規定しているが,異議申立人からの求めがあったと認められないことから,それぞれ何ら法律上の規定に違反しているとは言えず,申立人の主張は認められない。

なお、本件のように本人による自己情報が記載されているとする行政文書の開示請求の場合には、法38条の規定の趣旨に照らせば、開示請求が容易かつ的確に行われるために、例えば、開示請求を受け付ける段階で、可能な限り特定の個人の氏名の記載を避けた開示請求となるよう情報提供を行うこと、特定の個人の氏名を記載した開示請求の場合には行政文書の存否について応答を拒否される可能性があることを承知しているかどうかの確認を行うことなどの適切な配慮をすることが望まれる。」

(審査会答申13-22「本人からの厚生大臣あて再審査請求に係る処理文書一式の不開示 決定(存否応答拒否)に関する件」平成13年10月31日)